

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

代 理 人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処 分 庁

[REDACTED]
[REDACTED]

平成25年10月21日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED]が、審査請求人に対して行なった平成25年8月26日付の費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

[REDACTED]（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第63条に基づき、平成25年8月26日付で審査請求人 [REDACTED]（以下「請求人」という。）に対して費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人はこれを不服として、平成25年10月21日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、生活保護費返還決定通知書によると「契約時において敷金を支払っていない場合には、①原状回復につき特約がある場合や②真にやむを得ないと認められる範囲であること等を満たしている場合に限るが、主が仲介業者と交わした合意書については法的に有効なものと認められないと考えられ、主は原状回復費用を負担しないでもよいことが充分考えられた。また、真にやむを得ないかどうか福祉事務所で検討中であった。しかし、福祉事務所の判断が決まらない間に主の息子により費用の支払いが済まされたとの報告があった。所の判断を待たずに扶養義務者が負担したことで、その費用については援助されたものとして収入認定を行う必要があり、返還金として取り扱うこととなった。」としている。

これに対して代理人 [REDACTED] 及び [REDACTED] は、審査請求書によると「本件は、本来、審査請求人が負担すべき原状回復費用を子に負担してもらった事例であり、資力のある状況で保護費を受給した場合とは事情が異なるのであって、そもそも法第63条の適用場面ではない。」等と主張している。

本件審査請求については、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、本件処分の取消を求めるものである。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

- (1) 請求人が居住していた賃貸家屋は、入居及び契約更新に際して敷金の支払いを要さない物件であったこと。
- (2) 請求人は上記(1)の賃貸家屋の入居契約時に、契約期間中の小修繕、請求人の責めによる破損、汚損等の修理費、電球の取替え等の費用及び退去時の玄関鍵の取替え、クーラー清掃、ハウスクリーニング費用を請求人が負担する旨の賃貸借契約を賃貸人と交わしていること。
- (3) 請求人が上記(1)の賃貸家屋を退去するに際して、賃貸人から原状回復費として79,928円を請求されたこと。

当該費用の支払いについては25,000円を請求人が保護費のやり繰りにより支払い、不足額54,928円を請求人の息子が支払ったこと。

従前、請求人の息子を含む扶養義務者らから請求人に対して金銭援助は行われていなかったこと。

※原状回復費内訳(合計額79,928円)

電球取替え	1,008円	玄関鍵の取替え	5,000円
クロス張替え(外)のみの為)	36,120円	ハウスクリーニング	31,500円
		クーラー清掃	6,300円

- (4) 処分庁は上記(3)の請求人の息子が支払った額54,928円を法第63条の資力として本件処分を決定したこと。

2 判断

(1) 法令等

- ア 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日 社保第34号 厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8-41(答)では、扶養義務者からの援助金の収入認定の取扱いについて、「扶養義務者からの援助金はその援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差しつかえない。」と定めている。
- イ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知)第8-3-(3)-エでは、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は収入として認定しない旨を定めている。
- ウ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知)第8-2-(4)では、収入として認定しないものの取扱いとして、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」と定めている。
- エ 課長通知第8-40(答)では、自立更生のための用途に供される額の認定基準として、「当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額」と定めている。
- オ 生活保護問答集について(平成21年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問7-117では、賃貸家屋からの転出にあたり原状回復費用の請求を受けた場合の取扱いについて、契約時において敷金を支払っておらず、転出時に原状回復費用を請求された場合については、(1) 原状

回復につき特約があること、(2) 原状回復の範囲が、社会通念上、真にやむを得ないと認められる範囲であること、(3) 故意・重過失により毀損した部分の修繕ではないこと、のいずれにも該当する場合に限り、必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えない旨を定めている。

(2) 本件処分について

扶養義務者からの援助金については、その援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度を超えて行われるような場合には、自立更生を目的として恵与された金銭として取り扱ってよいこととされており（法令等ア）、また、恵与された金銭の用途が、家屋補修といった用途にあてられるような場合には、一定の範囲内において収入として認定しないこととされている（法令等イ、ウ、エ、オ）。

これを本件事案についてみると、従前、請求人の息子は請求人に対して金銭援助を行っておらず、また、請求人の息子が支払った金銭は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額の範囲内であり、請求人の賃貸家屋転出にかかる原状回復費用といった住宅扶助相当の用途にあてられていることが認められることから（認定事実（3））、当該金銭は、請求人に対して恵与された自立更生を目的とした金銭と考えられ、収入として認定しない取扱いが適当であったと考える。

よって、収入ではない金銭を法第63条の資力として取り扱った処分庁の判断には瑕疵が認められることから、本件処分を取り消すことが相当と判断する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成25年12月24日

沖縄県知事

仲井眞 弘多